

交通安全計画 原案

1 策定の趣旨

車社会化の急速な進展に伴い、昭和 20（1945）年代後半から昭和 40（1965）年代半ば頃にかけて、道路交通事故による死傷者数が著しく増加し、深刻な社会問題となったことから、総合的かつ計画的な交通安全対策を推進するため、昭和 45（1970）年 6 月に交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

このたび、国においては、同法第 22 条に基づく第 12 交通安全基本計画が策定され、兵庫県においても、同法第 25 条に基づく第 12 次兵庫県交通安全計画が策定されるなど、交通事故の防止に向けた取組が進められている。

本市においても、これまで 11 次にわたり交通安全計画を策定し、国、県、関係団体等と連携しながら、交通安全対策を総合的に推進してきた。そうした中、令和 7（2025）年の交通事故負傷者数は 856 人となり、令和 2（2020）年の 1,088 人と比較して約 2 割減少している一方、令和 7（2025）年中に 5 人の尊い命が交通事故により失われており、交通事故の更なる減少、ひいては、市民が安全で安心して暮らすためには、引き続き交通安全対策を推進していく必要がある。

このため、国及び県の交通安全計画を踏まえ、本市における交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、取り組むべき施策を取りまとめた加古川市交通安全計画を策定する。

2 本計画の位置づけと期間

本計画は、交通安全対策基本法に基づく国の第 12 次交通安全基本計画及び第 12 次兵庫県交通安全計画に準じて策定する。

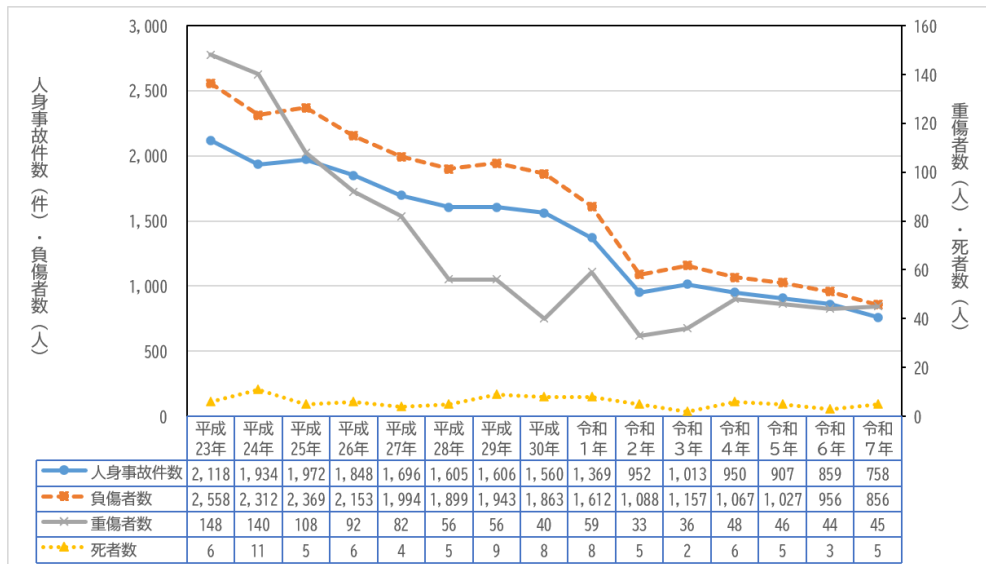
計画期間は、令和 8（2026）年度を初年度とし、令和 10（2028）年度までの 3 年間とする。

3 道路交通事故の現状

(1) 概要

本市の交通事故情勢をみると、平成 23（2011）年から令和 7（2025）年までの 15 年間で、人身事故件数は 2,118 件から 758 件へ約 64%減少し、負傷者数や重傷者数も同様に約 70%減少しており、全体として減少傾向にある。一方、死者数は、各年 2 人から 11 人の間で推移しており、令和 7（2025）年は 5 人であった。

【図 1】加古川市の交通事故統計の推移

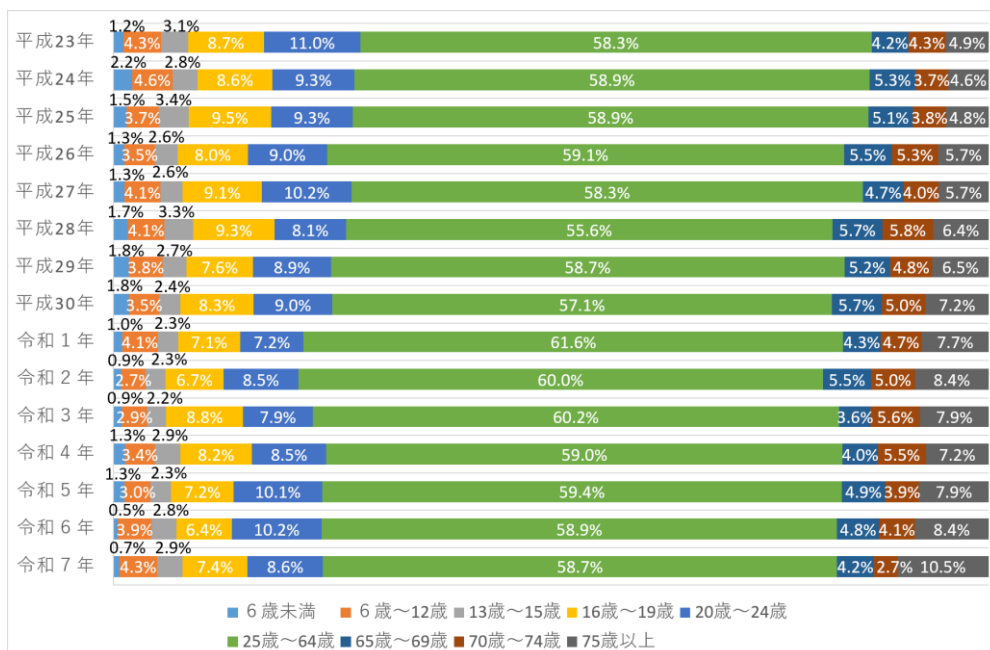


(出典：加古川警察署)

(2) 年齢別

死傷者に占める年齢層別の割合を見ると、平成 23 年から令和 7 年にかけて、24 歳以下は 28.3%から 23.9%へ減少する一方、65 歳以上は 13.4%から 17.4%へ増加した。また、特に 75 歳以上では 4.9%から 10.5%へ倍増している。

【図 2】加古川市の年齢別死傷者数の構成

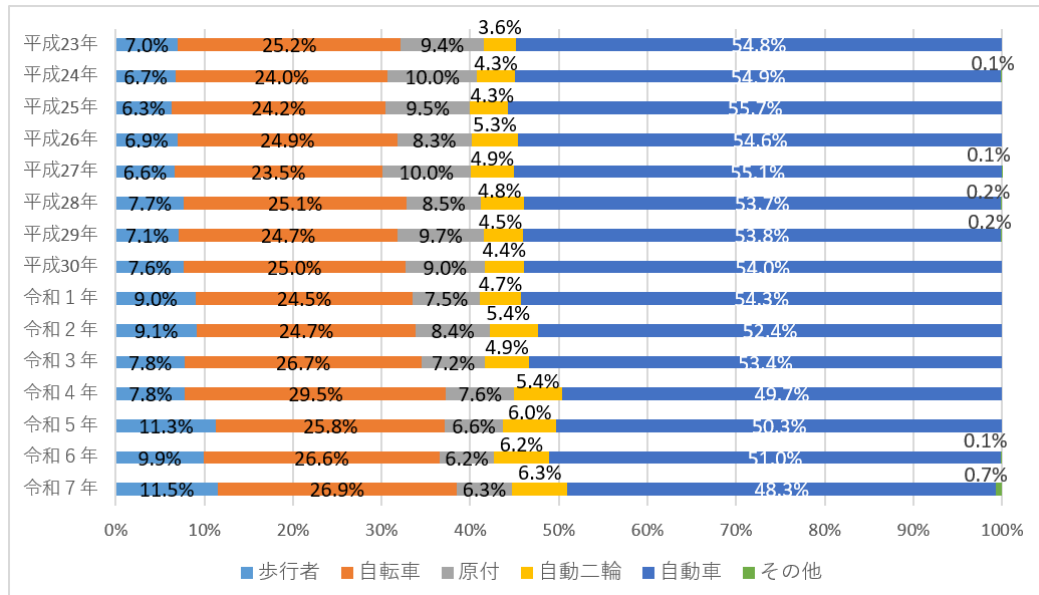


(出典：加古川警察署)

(3) 状態別

死傷者を状態別割合で見ると、いずれの年も自動車の割合が最も大きいのが、平成23年の54.8%に対し、令和7年は48.3%へ減少している。また、歩行者の占める割合は7.0%から11.5%へ増加している。

【図3】加古川市の状態別死傷者数の構成



(出典：加古川警察署)

4 基本理念

【交通事故のない社会を目指して】

高齢歩行者や高齢運転者、自転車利用者の交通事故防止への対応や、安全な移動手段の確保など、社会情勢の変化に伴い、様々な交通安全の課題が生じている。交通事故のない安全で安心な加古川市の実現に向けて、国、県、警察、市、関係団体等の緊密な連携はもとより、各機関及び市民一人一人が主体的な交通安全活動を積極的に進める。

【人優先の交通安全思想】

安全で安心な社会には、弱い立場にある者への配慮や思いやりが不可欠である。

自動車や自転車に対して弱い立場にある歩行者等の安全を確保するとともに、高齢者、こども、障がい者等の交通弱者の安全を一層確保することが必要であり、施策を推進するにあたっては、「人優先」の交通安全思想を基本とする。

5 対策を考える視点

- (1) 高齢者、こども、障がい者等の交通弱者の安全確保
- (2) 歩行者の安全確保と遵法意識の向上
- (3) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- (4) 生活道路における安全確保
- (5) 交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

6 施策及び取組例

(1) 道路交通環境の整備

ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・生活道路への防犯灯の設置
- ・加古川駅前の視覚障がい者誘導用ブロック上の違法駐輪の排除
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの補修・新設
- ・カラー舗装及び注意喚起標示による速度抑制対策や、自転車と歩行者の交錯が多い箇所における注意喚起標識の設置等
- ・通学路を配慮した都市計画道路網の見直し
- ・駅前広場の安全で快適な歩行空間の創出
- ・加古川駅・東加古川駅や厄神駅周辺における道路の整備
- ・通学路への交通安全指導員の配置
- ・関係機関が連携した通学路合同点検及び安全対策の実施
- ・死亡事故発生時における関係機関と連携した交通死亡事故防止現地検討会の開催及び対策の実施

イ 幹線道路における交通安全対策の推進

- ・歩道及び自転車通行空間の整備
- ・路面標示の整備や道路反射鏡の新設等
- ・関係機関と連携し、重大事故発生箇所の原因分析及び構造的改善を中心とした、現地調査及び安全対策
- ・道路網の機能分担の適切な確保を目的とした電柱幕の設置や注意喚起標示等の路面標示による通過交通流入抑制対策
- ・路面補修（わだち掘れ・不陸の解消等）による走行安定性の確保や、道路照明のLED化及び照度不足箇所における改修等
- ・カラー舗装による注意喚起ゾーンの整備
- ・死亡事故発生時における関係機関と連携した交通死亡事故防止現地検討会の開催及び対策の実施

ウ 交通安全施設等の整備事業の推進

- ・道路規制要望（信号機設置、横断歩道の設置等）の警察への提供
- ・老朽化した道路照明の更新（LED化を含む）並びに通学路における路面標示及び電柱幕の計画的補修
- ・自転車と歩行者の交錯が多い箇所における注意喚起標識の設置等の対策
- ・地域要望等に基づく生活道路の安全対策（注意喚起標示等）の検討、路面補修・植栽剪定等の実施

エ 高齢者等の移動手段の確保・充実

- ・福祉バス運行事業による高齢者の外出支援
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの補修や歩道植栽の剪定
- ・かこバスミニ及びデマンドタクシーの導入

オ 歩行空間のユニバーサルデザイン化

- ・歩道植栽の剪定
- ・ユニバーサルデザイン等にも配慮した安全で快適な歩行空間の創出

カ 自転車利用環境の総合的整備

- ・自転車駐輪環境の整備及び駐輪場の適正な運営
- ・自転車レーンの路面標示補修及び路肩清掃による走行空間の確保
- ・関係機関が連携した自転車通行空間の整備
- ・自転車安全利用及び自転車保険加入の啓発
- ・街頭啓発における自転車無料点検の実施

キ 交通需要マネジメントの推進

- ・加古川駅前自動車整理場の運営
- ・MaaS 等デジタル交通サービスとの連携の検討
- ・貨物自動車利用の効率化に向けた再配達削減の取組の周知

ク 災害に備えた道路交通環境の整備

- ・市防災ポータルや市ホームページ等を用いた住民等への情報周知
- ・通報に基づく冠水・倒木処理への対応
- ・交通安全施設の大雨・台風後の緊急点検
- ・冠水等が発生した道路に係る通行規制の判断や、関係機関との連携による規制区間の情報共有

ケ 総合的な駐車対策の推進

- ・駐車場法に基づく適正な駐車場整備の指導
- ・全国駐車場政策担当者会議での情報収集

コ 道路交通情報の充実

- ・道路損傷・通行支障情報の収集（巡回点検、住民通報対応）
- ・案内標識・路面標示の維持管理

サ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- ・道路使用及び占用の適正化
- ・道路法に基づく通行の禁止又は制限
- ・冬期凍結・積雪時における凍結防止剤散布等の道路維持管理及び地域特性に応じた安全対策
- ・神戸地方気象台からの情報をもとにした SNS での注意喚起
- ・放課後の児童生徒の安全な居場所確保に向けた学校運動場の開放

シ 研究開発及び調査研究の充実

- ・道路損傷・事故危険箇所の調査（巡回点検、事故データの把握）及び必要に応じた補修計画への反映

ス 踏切道の交通環境の整備

- ・踏切の拡幅
- ・踏切道の立体交差化の検討のための担当者会議開催

（２）交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進

- ・学校園及び高齢者団体、事業所等の対象に合わせた交通安全教室の開催
- ・小学校の通学路上での交通安全指導員による交通安全教育の実施
- ・発達段階に応じた適切な交通安全教育の推進及び実施
- ・関係機関の連携による交通安全教室の開催
- ・自転車シミュレーター等を用いた交通安全教室の開催
- ・市ホームページや広報等を活用した交通安全教室の周知

イ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ・歩行者の安全確保や自転車安全利用、飲酒運転防止等に関する街頭啓発の実施
- ・関係機関と連携した駅前等での街頭啓発の実施
- ・広報、SNS、ラジオ等の広告媒体を活用した交通安全啓発の実施
- ・関係機関が連携して交通安全施策を推進する交通対策委員会の開催
- ・小中学生や各家庭に向けた、デジタル連絡ツール等による交通安全情報の配信
- ・エコドライブについて、イベントでの啓発や自動車公害防止月間における公用車へのステッカー貼り付けによる啓発

ウ 地域における交通安全活動への参画と協働の推進

- ・交通安全指導員を対象とした研修会の実施
- ・交通安全指導員への交通安全に関する啓発資料の提供
- ・関係機関と連携した通学路合同点検及び安全対策の実施
- ・官民連携による街頭啓発の実施

エ 安全なチャイルドシートの普及拡大等

- ・安全なチャイルドシートの普及拡大に向けた周知

オ 自転車の安全性の確保

- ・ホームページ等を用いた自転車保険の周知及び加入促進
- ・自転車の安全利用をテーマとした交通安全教室の開催
- ・街頭啓発等における自転車利用者への灯火点灯の促進

カ 暴走族等対策の推進

- ・「不正改造車を排除する運動」チラシの配架及びポスターの掲示

(3) 安全運転の確保

ア 運転者教育等の充実

- ・幼稚園等の通園者を対象とした親子交通安全教室の開催
- ・歩行者等に対する保護意識の醸成に向けた交通安全教室や街頭啓発等の実施
- ・高齢者向け交通安全教室の開催
- ・ホームページ等を用いた運転経歴証明書制度及び高齢運転免許自主返納サポート協議会加盟企業等の特典の周知
- ・交通安全教室や街頭啓発等を通じたシートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの適切な使用の促進

イ 道路交通に関連する情報の充実

- ・市防災ポータルを用いた住民等への災害情報周知

ウ 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

- ・安全確保、迅速な情報提供、再発防止を図るため、かこバスミニにおける違反や事故報告のマニュアルの整備

(4) 救助・救急活動の充実

ア 救助・救急体制の整備

- ・交通事故発生時における救急医療機関との連携及び救助・救急体制の整備、救急資機材の充実
- ・大規模な交通事故等により多数の傷病者が発生した場合における、県内の消防機関及び災害派遣医療チーム「兵庫 DMAT」との連携体制の確保
- ・心肺蘇生法や AED の使用方法等の応急手当の普及に向けた、各種講習会や広報啓発活動の実施